

(別表第2) 公募する事業内容

1 目的

地域の中で孤立しがちなひきこもりの人及びその家族(以下「ひきこもりの人等」という。)に対する自立支援を推進するとともに、ひきこもりの人等の自殺の防止、自殺未遂者の再発防止対策等に関して、地域の特性に応じた取組を後押しすることで、地域における自殺対策の更なる強化を図る。

2 事業内容

事業区分1・2

主に若年層(40歳未満)及び若年層を支援する者に対する以下の(1)から(4)までに掲げる事業(児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修等)。ただし、中学生以下の者に対する事業については、併せてその保護者(40歳以上を含む。)に対しても事業を実施するものとする。

(1) 対面相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

イ 事業内容

- ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等
- ・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等
- ・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり(傾聴サロンの設置、運営等)
- ・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置及び運営

- ・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等

(2) 電話相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話等の相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ(アプリ間の無料通話機能による電話)等による相談事業の実施に係る

- ・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等
- ・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等
- ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等
- ・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等

(3) 人材養成事業

ア 目的

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

イ 事業内容

- ・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成、養成研修等への派遣
- ・e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施 等

(4) 普及啓発事業

ア 目的

生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まる

よう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。

イ 事業内容

- ・シンポジウム、講演会等の開催 等
- ・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等
- ・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布
- ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報 等

事業区分3

社会とのより太いつながりが生まれるよう、主に就職氷河期世代（※）やその家族の希望に応じ、市町村における居場所の整備、そのほか支援対象者の状態に応じた支援や、就職氷河期世代の支援が他の年代への支援に波及効果をもたらすことで、ひきこもりの人等の支援全体に繋がる次の(1)から(4)までに掲げる事業。

※就職氷河期世代とは、おおむね 1993 年（平成 5 年）から 2004 年（平成 16 年）の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を指す（2024 年 4 月 1 日時点において大卒でおおむね 42 歳から 53 歳まで、高卒でおおむね 38 歳から 49 歳までに相当）。その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあるなど、様々な課題に直面されている方がいる。

(1) ひきこもりの相談ができる環境づくり事業

ひきこもり状態にある者やその家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うことができるよう、必要な備品を購入するなど、相談支援の実施に向けて環境を整備する。

(2) 居場所づくり事業

ひきこもり状態にある者やその家族が、社会参加に向けて、安心して過ごせる居場所に繋がることのできるよう、空き家の修繕や必要な備品の購入など、居場所の設置に向けて環境を整備する。

(3) 地域におけるひきこもりの実態とニーズ、支援の現状、就労・社会参加をめぐる環境

等に係る調査等事業

ひきこもり支援を行う上での支援体制や内容を検討する際の基礎となる、ひきこもり状態に有る者の概数や実態、ニーズを明らかにするための調査・研究を行う。

(4) 支え合いの地域づくりを推進するためのひきこもりに関する講演会や交流会等の実施

地域住民がひきこもりの理解を深め、悩みや不安を抱える者が適切な支援に繋がることができるよう、ひきこもり経験者や家族、支援者などを招いた講演会のほか、苦悩を分かち合える当事者同士の交流の場や社会参加に向けた勉強会などを開催する。